

韓国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）の発生について

韓国全羅北道コチャン郡の肉用あひる飼養農場で、韓国内で今シーズン初めて高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出されました。

○経緯

11月18日：出荷前検査の遺伝子検査でH5亜型の鳥インフルエンザウイルス検出

11月19日：検出されたウイルスがH5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスであることを確認

○韓国の対応

- ・発生農場の殺処分終了
- ・発生農場から半径10km以内の区域の移動制限
- ・さらに、全国の家きん、家きん関係車両等の移動停止命令（20日0時～21日24時までの48時間）

※日本国内においても、島根県の死亡野鳥からH5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザが検出されています（4例確定）。

家きん飼養者の皆様には、感染防止のため、農場での消毒、野鳥侵入防止対策等、飼養衛生管理基準の再確認と徹底をお願いします。

・防鳥ネットの破れや鶏舎の破損等は直ぐに補修し、野鳥等の野生動物の侵入防止対策を徹底してください。

☆ 飼養家きんに異状が認められた場合は、速やかに、かかりつけの獣医師又は家畜保健衛生所へ連絡してください。

県中央家畜保健衛生所 宇都宮市平出工業団地 6-8

TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間・休日) 携帯:090-7205-0895

県南家畜保健衛生所 栃木市惣社町 1439-20

TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間・休日) 携帯:090-7205-1402

県北家畜保健衛生所 那須塩原市緑 2-12-14

TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間・休日) 携帯:090-7205-1826